

第5回原子力損害賠償制度専門部会議事録

1. 日 時 2015年12月9日(水) 10:00～12:00
2. 場 所 中央合同庁舎8号館1階 講堂
3. 出席者 原子力損害賠償制度専門部会構成員
濱田部会長、鎌田部会長代理、大塚委員、大橋委員、遠藤委員、
木原委員、崎田委員、清水委員、住田委員、高橋委員、辰巳委員、
又吉委員、山口委員、山本委員、四元委員
オブザーバー
市川氏、小野田氏、二瓶氏、馬場氏、若林氏、渡辺氏
内閣府原子力委員会
阿部委員、中西委員
内閣府
森本統括官、板倉審議官、室谷参事官、川合参事官、大島参事官
文部科学省
岡村原子力課長
経済産業省資源エネルギー庁
浦上原子力政策課長
4. 議 題
 - 1 原子力損害賠償制度の見直しに係る検討課題について
 - 2 その他
5. 配付資料
 - 5-1 原子力損害賠償制度の見直しに係る検討課題について〔1〕
【原子力損害賠償制度の基本的枠組み等】
 - 5-2 原子力損害賠償制度の見直しに係る検討課題について〔1〕
【原子力損害賠償制度の基本的枠組み等】補足説明資料

5－3 森田委員提出資料

5－4 原子力損害賠償制度の見直しに係る検討課題について〔2〕

【原子力損害賠償制度に係る制度の在り方】

5－4 原子力損害賠償制度の見直しに係る検討課題について〔2〕

【原子力損害賠償制度に係る制度の在り方】 補足説明資料

机上配付

- ・これまでの検討課題の整理（案）（第4回資料）

6. 審議事項

（濱田部会長）おはようございます。それでは、時間になりましたので、第5回の原子力損害賠償制度専門部会を開催いたします。

まず初めに、事務局から資料と定足数の確認をお願いいたします。

（大島参事官）お手元の資料を御確認ください。一番上に、第5回原子力損害賠償制度専門部会議事次第がございます。本日の資料といたしましては、資料5－1から5－5までございます。乱丁落丁等ございましたら事務局までお申し付けください。

また、前回の議事録については既に各委員に御確認をいただき、原子力委員会のホームページで公開をしております。

また、本日は専門委員19名のうち15名の出席となっております。原子力委員会専門部会等運営規程第4条に定める定足数を満たしていることを確認させていただきます。

以上でございます。

（濱田部会長）ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思いますが、一つ目の議題として上がっております、原子力損害賠償制度の見直しに係る検討課題についてということで、これを中心に今日は御議論いただきたいと思っております。

前回の会合では原子力損害賠償制度の見直しに係る検討課題の整理について議論をいただきました。今回から各議題について順次議論をしてまいりたいと思っております。検討課題についてはこの前も申しましたように色々御議論いただいておりますが、更にこれを検討課題につけ加えるべきだというようなことがございましたらまた御指摘等もいただければと思っております。

今日はまず原子力損害賠償制度の基本的枠組み等について事務局から説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

(大島参事官) それでは、原子力損害賠償制度の見直しに係る検討課題について、原子力損害賠償制度の基本的枠組み等について御説明をさせていただきます。

資料といたしまして、資料5-1、それから資料5-2、2つ用意をさせていただいております。資料5-1は各課題についてこれまでの経緯等について最初に文章でお示しをし、ちょっとめくっていただいて3ページ目でございますけれども、これまで4回御議論いただきました専門委員の方々からの御意見等を踏まえまして事務局の方で論点として整理をさせていただいていると、こういうような形で文章構成にさせていただきました。

中の経緯等につきましては色々ファクトがございますので、それについて横書きになっております資料5-2、こちらの方で説明をさせていただきたいと思っております。

1ページめくっていただきまして、被害者保護の在り方についての①でございます。資料を見ていただきますと一番上、水色で少し囲ってあるところ、これが先ほど資料5-1の本文をそのまま写したものでございます。それ以外に例えば白書でありますとか国会の議事録等々について整理をさせていただいております。1ページ目から順次説明をさせていただきます。

まず、被害者保護に関する原賠制度創設時の経緯等でございますけれども、第1回目で原賠法の概要について説明をさせていただきました。その際にも言いましたけれども、民法第709条の特別法という形で制定されたと思っております。この点につきましては真ん中の四角に原子力白書、また昭和36年3月14日の参議院商工委員会での答弁を参考で付けさせていただきましたけれども、被害者が民法の一般原則に基づき賠償を請求すると、原子力事業者の故意・過失を立証する必要があるということから、必ずしも正当な補償が受けられるとは限らないと、このような説明で本制度を創設させていただいたところでございます。

なお、民法709条につきましては一番下の四角のところに書いてございます、特に不法行為法につきましては潮見先生の本から抜粋をさせていただきましたけれども、4点ほど課題があると言われております。まず一つ目が、加害者の過失を要求されているところで、被害者の救済の取扱いについて妥当でない場合があります。2番目といたしまして、因果関係の立証に関する困難性。3番目といたしまして、裁判にかかる費用と時間。それから4番目といたしまして、賠償が認められた場合でも賠償義務者が無資力である場合に

は実効性がない、こういうような課題というものが言われているということでございます。

2 ページ目でございます。原賠制度の経緯の中で、今言いました被害者保護に万全を期すためにある制度として整備をさせていただいたというところでございます。

続きまして、3 ページ目でございます。我が国における原賠法の適用でございます。これにつきましては第2 回会合及び第3 回会合等で説明をさせていただきましたけれども、まず平成11 年に発生をいたしましたウラン加工工場臨界事故、それから今回の東京電力福島原子力発電所の事故、この中において原賠法が適用されて賠償が行われているというところでございます。

被害者の保護に関する点につきましては、国会審議を2 つほど例示をさせていただいております。一つ目が、平成11 年10 月19 日でございますけれども、その赤字で書いてございますとおり、被害者から賠償請求が出された場合に法律に従って基本的に全ての損害について賠償しなければならないというふうに答弁をさせていただいております。

また、福島の事故におきましては、平成26 年4 月18 日の参議院本会議におきまして、今回の事故により生ずる原子力損害に関しては事故との相当因果関係が認められるものは全て原子力損害賠償法に基づき適切な賠償が行われる、このように答弁をさせていただき、また下に書いてございますとおり、このために被害者に寄り添い、公平かつ適切な賠償が迅速に行われるよう、国として果たすべき役割を果たしていくという形で御答弁をさせていただいていると。

これを受けまして、下のほうに書いてございます、これもこれまで説明をさせてきていただきましたけれども、支援機構法が制定をされ、必要な資金というものが原子力事業者に交付されているという状況でございますし、賠償に関しまして紛争審査会の設置等と必要な手続というものが行われているというところでございます。

また、復興に関しましては一番最後のパラグラフでございますけれども、福島復興再生特別措置法並びに除染に関する特措法というようなものが成立をする中で、今現在も福島の復興・再生に向けた多くの施策というものが執り行われているというところでございます。

これを全体像という形で少し整理をさせていただきましたのが、1 枚おめくりいただきまして5 ページ目でございます。制度全体といたしましては、先ほど言いました福島復興再生特別措置法、それから議員立法ではございましたけれども、子ども被災者支援法という大きく2 つの法律が定められております。また、具体的な取組といたしまして、原子力災害からの福島復興の加速に向けてということで、一番最初に平成25 年12 月に閣議決定

をさせていただいております、その改訂版が平成27年6月に決定されたというところでございます。

この大きな枠組みのもとで項目だけでございますけれども、例えば公共インフラの復旧でございませうとか、帰還支援というものが行われております。それから、ちょうど真ん中のところの右側でございませうけれども、予算的な措置といたしまして、福島再生加速化交付金というようなものを設けて、一括した支援というものが行われてございます。

また、原子力事故という特殊性を踏まえまして、除染、それからリスクコミュニケーション、風評被害、こういうものに対する対応というものが行われているところでございます。

続きまして、6ページ目、諸外国の原賠制度でございませう。第1回目で簡単に御説明をさせていただきますけれども、諸外国におきましても被害者保護の観点から原賠制度というものが整備をされております。その中で被害者の賠償という観点だけで本日説明をさせていただきますけれども、1枚おめくりいただきまして、簡単な図表を作らせていただきました。7ページ目、フランスとドイツを例示をさせていただきますけれども。フランスの場合には有限責任を行っております。約450億円、事業者の有限責任のほか、条約に基づく拠出金というもので賠償がまかなわれるわけでございませうけれども、この450億円を超えることが見込まれる場合には、フランスの場合デクレといういわゆる政令に当たるようなものでございませうけれども、これに基づいて被害者が受ける賠償の種類、それからその程度の差というものについてどのように分配をするのかというのを定めるという制度設計になってございます。したがいまして、分配規定が発動された場合には被害者の間で全ての賠償が受けられない可能性があるというふうに理解をさせていただきます。

右側、ドイツでございませう。ドイツの場合には無限責任を負ってございませうけれども、その場合でも事業者の資産を超えるということがあり得るわけでございませう。この場合にも同じように分配規定というものが制定されてございませうして、利用可能な資金の配分というものが手続化されるということでございませう。アメリカ、イギリスについても一応整理をさせていただきます。

続きまして9ページ目、1枚おめくりいただきまして9ページ目でございませう。我が国の他の被害者救済制度でございませう。我が国におきましても個別法で被害者救済制度というものが定められているものが多々ございませう。例えば自賠責保険でございませうとか、公害健康被害補償制度、また医薬品副作用被害救済制度などでございませう。ここでは公害について例示をさせていただきますけれども、公害の場合には事業者、それから排気ガスと

いう観点からの自動車重量税、こういうものを原資といたしまして、公害健康被害の特性に鑑み汚染原因者負担というものを前提とした形で被害者の迅速かつ公正な保護というものの制度化というものがなされてございます。

下のところに公健法を書かせていただきましたけれども、第3条を見ていただくと分かるとおり、いわゆる給付型ということで、健康被害のほかに色々な一時金等々が手当てされるという形になってございます。

このような状況でございますので、論点といたしまして2つほど整理をさせていただきました。10ページ目でございます。論点1といたしまして、我が国の原賠制度は被害者保護に万全を期すため、原子力損害と認められる損害については全て填補されることにより適切に賠償が受けられる。ここでは適切な賠償という形でくくらせていただきました。このような制度設計が行われてございます。これを受けて、今後発生し得る事故に適切に備えるためには、この適切な賠償を被害者保護の在り方の基本として検討してはどうかということでございます。

また、個別の課題といたしまして、一つ目が、適切な賠償が行われるためには、被害の実態に見合った十分な賠償期間と金額を考慮し、賠償のための資金が確実に確保される必要があるのではないか。また、諸外国の原賠制度においては、配分計画による賠償を行うことを想定した制度設計も見られるが、仮に我が国においてそのような制度設計を行った場合、原子力損害による被害者の保護の重要性は制度創設時と変わらない中で、原子力利用に対する国民の理解が得られなくなることが懸念されるのではないか、というふうに整理をさせていただきました。

論点の2番目でございます。東電福島原発事故に見られるように、原子力災害が発生した場合には、その損害の時間的・空間的広がり、放射性物質による汚染、放射線による障害等の原子力災害の特殊性に鑑みた対応が必要となる。東電福島原発事故等への対応の中では被害者救済手続に関しては紛争審査会による指針の策定やADRセンターによる和解の仲介、仮払い等の迅速かつ適切な賠償が行われるための対応が図られてきたが、これらの経験を踏まえた上で、賠償を行うに当たっての迅速性と適切性が求められるのではないか。

その上で、事故発生後に順次講じられる施策との整合を図りつつ、指針の策定、ADRセンターによる和解の仲介、仮払い等の経験も踏まえ、緊急時対応から復興へという現地の状況変化に応じて適切な賠償ができる限り迅速に行われるようにするための制度設計が必要ではないか。

それから、2つ目といたしまして、被害者にとって、いつどのような賠償が行われるのかという予見可能性を高めることが重要との意見があるが、どのように予見可能性を高めていくことが必要と考えるか、というふうに整理をさせていただきました。

続きまして、2つ目の課題といたしまして、国民負担の最小化についてでございます。国民負担の最小化に関しましては、原賠法制定当時におきましては原賠法第16条で必要な援助というものが書かれてございます。これにつきましてはちょうど真ん中の国会審議の中で引用させていただいておりますけれども、この援助について、低利による融資でございますとか利子補給等々が想定されるということで答弁をさせていただいております。

今回の東電福島原発事故を踏まえまして、御承知のとおり、支援機構法を制定をし、それによって対応を図っているところでございますけれども、この制定の経緯におきまして税による国民負担を生じさせない制度設計というものがされているところでございます。

また、同機構法の第68条では、負担金に依らない政府による資金交付というものが定められておりますけれども、その適用については極めて厳格な要件が定められておりまして、あくまでも例外的な位置付けであるという形になってございます。

ここについての御議論といたしましては、12ページ目、下のページでございますけれども、閣議決定におきまして政府の支援の枠組みを決めさせていただきましたけれども、この際原賠法の枠組みの下で国民負担の極小化を図ることを基本として、東京電力に対する支援を行うものとするという形になってございます。

また、この国会審議におきましては、機構法が衆議院で通った後でございますけれども、赤字で書いてございます、原子力事業者各社の経営効率化努力などにより事業者負担に伴う電気料金への転嫁の回避など、国民負担の最小化を図る必要があるということでございます。したがって、税金にしろあるいは電気料金にしろ国民負担でありますので、その最小化を図っていく努力をしなければならないという形で答弁をさせていただいております。これを受けまして、今現在の復興加速に向けての閣議決定におきましても、国民負担の抑制という観点から色々と対策を講じさせていただいているところでございます。

1枚おめくりいただきまして13ページ目は、前回機構法の相互援助のスキームの中で説明をさせていただいた資料でございます。

論点でございます。論点の3、ここでは3つ細かく論点とさせていただきました。一つ目が、原子力損害賠償における第一義的な責任はあくまでも原子力事業者にあることから、まずは原子力事業者が最大限の責任を負うべきであると考え、税による国民負担の最小化

は引き続き追及されるべきではないか。

2つ目といたしまして、原子力事業者が機構に納付する負担金は原則として電力需要家の納める電気料金が原資となっており、税による国民負担ではなく、電気料金を通じた受益者負担により賄われている。そのため、電気料金引上げの抑制を図る観点から、税による国民負担の最小化にこだわるべきではなく、電気料金を通じた受益者負担を含めた国民負担の最小化について議論すべきとの意見についてどのように考えるか。

3つ目といたしまして、原子力損害賠償において税による国民負担が一定程度容認されているのは、政府がこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任があると認められるためと考えられる。こうした仕組みは原賠制度の特色であると考えられるが、国民負担の最小化について議論するに当たっては税による国民負担が容認される理由について改めて整理が必要ではないか、という形で整理をさせていただきました。

続きまして、15ページ目。事業環境変化の下での原子力事業者の予見可能性についてでございます。この点につきましては既に御説明を何度かさせていただきましたけれども、賠償措置の義務付け等々によりまして一定程度の予見可能性というものを確保してきたと思っております。一方で、福島事故を踏まえまして機構法が制定されましたけれども、この中で賠償の迅速かつ適切な実施及び事業の円滑な運営の確保のために、機構から必要な資金援助を受けることができるようにしましたので、こういう点を考えますと、従前に比べて賠償制度の予見可能性が相当程度高まっているのではないかと考えてございます。

一方で、電力システム改革による原子力事業者間の競争の進展、また原発依存度の低減となっている中で、原子力事業者への負担の妥当性、予見可能性といった観点から制度を見直すべきという意見もございます。

参考といたしまして、エネルギー基本計画、平成26年4月に閣議決定をしたもの、また総合資源エネルギー調査会の報告書の抜粋を載せさせていただいております。関連している質疑といたしまして、16ページ下の段でございますけれども、平成26年5月に電気事業法改正の際の参考人質疑で電気事業連合会会長の八木さんが御説明をさせていただきます。

この中で予見可能性についての御説明をさせていただきますけれども、原子力がベースロード電源と位置付けられている中で、将来の依存度を下げていくという話の中、また総括原価方式がなくなるという中で回収見通しが立たないと言われてございます。この中で、廃棄物の関係のバックエンド事業と合わせて原子力損害賠償制度についても問題点を御指摘

されてございます。この中で、機構に対して納付をしております一般負担金について、この負担すべき水準というものが明確になっていない。また、諸外国の例を見ながら、国と事業者の役割分担をきちっと見直し、明確にさせていただくことで民間事業者が原子力をやっていく上での長期の予見性が立つようにしていただきたいというような御要望をされてございます。

これを受けまして論点4でございまして、今後の事業環境変化に鑑みても、現行の原賠制度は原子力事業者にとって事業の予見可能性が確保された仕組みと考えられるか。仮に予見可能性が十分ではないと考える場合、原子力事業者が主体的に事業を行っていくためには、どのような予見可能性を高めていくことが必要と考えられるか。という形で整理をさせていただきました。

続きまして17ページ目、少し観点を交えて、原賠法の目的規定についてでございます。皆様御承知のとおり、原賠法におきます目的規定につきましては、下の四角に書かせていただきましたけれども、「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」というものを目的としてございます。なお、参考で原子力基本法の目的についても書かせていただいております。

この中で被害者の保護につきましては、被害者保護を万全に期すことは引き続き重要なものであるということについては恐らく異論はないものと思っております。また、原子力事業の健全な発達ということにつきましては、原賠法制定当時につきましては原子力産業の黎明期と言える時代でございます。その上で原子力の研究開発・利用により産業の発展や国民生活の向上を図るため国として原子力産業を育てていくということが必要であるという認識があったのではないかと考えてございます。

この辺の国会審議につきましては、18ページ目下の段の一番下に目的規定に関わる国会審議を何点か御紹介させていただいております。一つ目は、昭和35年、最初に原賠法を提出をさせていただいたときの提案理由説明の中でございますけれども、原子力事業者に損害賠償措置を講じさせることにより原子力事業経営の基盤を安定化し、原子力事業の健全な発達に寄与しようとするものという説明をさせていただいております。その後、昭和36年4月の衆議院科学技術振興対策特別委員会でも同じような趣旨で説明をしているというところでございます。

こういう中で、先ほど言いましたように、原賠法制定当時とは異なり、原子力産業の置かれている位置付けというものが少し変わってきてございます。こういうことも踏まえまし

て、19ページ目、1枚めくっていただきまして論点の5でございます。原賠法の目的である「被害者の保護」及び「原子力事業の健全な発達」の在り方については、現行の原賠制度がこの2つの目的を果たすための制度設計がなされてきたこと等の法制定時の経緯やその後の事業環境変化等を踏まえつつ、検討することが必要ではないか。その際、その具体的な内容については、今後の制度設計に関する議論の経過を見て、改めて検討することとしてはどうか。

個別の意見といたしましては、原子力基本法の目的を達成するためには原賠法において「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」を求めることは合理的であるとする意見、「被害者の保護」のためには「原子力事業の健全な発達」が必要とする意見、黎明期から現在までの原子力事業を取り巻く環境の変化等を踏まえその在り方を見直すべきとの意見についてどのように考えるか、という形で整理をさせていただきました。

最後に、原子力損害賠償制度における官民の適切な役割分担についてでございます。これにつきましては、原子力事業を推進するという立場からの役割というものがエネルギー政策基本法で制定をされてございます。下のほうに目的、国の責務、事業者の責務などについて法律の抜粋をさせていただいておりますけれども、国につきましては、エネルギー需給に関する施策を総合的に策定・実施する役割というものが規定をされてございます。

1枚おめくりいただきまして、原子力安全規制の面でございます。これにつきましては原子炉等規制法に基づいて、国、原子力規制委員会でございますけれども、ここが原子力施設の設置、運転等についての許認可というものを行ってございます。法律の目的の中では、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全等に資するための目的というものが定められてございます。

それから、原子力事業者の責務につきましては、福島事故を踏まえた改正におきまして、一番下、第57条の9でございますけれども、安全に関する最新の知見を踏まえて、原子力施設の安全性の向上に資する設備または機器の設置等についての必要な措置を講ずる責務を有するという形で規定をされてございます。

それから、22ページ目、原子力災害対策における官民の役割でございます。原子力につきましては、JCOの臨界事故を踏まえまして、原子力災害対策特別措置法が平成11年に制定をされてございます。この中で原子力事業者の責務、国の責務、地方公共団体の責務が規定をされてございます。特に国の責務につきましては、災害対策基本法の中でうたわれております我が国の国土並びに国民の生命・身体及び財産を災害から保護する使命と

いうものがございます。これに鑑みまして、事故が起こった場合の対応、予防対策、事後対策の実施というものが責務として記載をされているというところでございます。

それから23ページ、1枚めくっていただきまして、災害からの復興における国の役割でございます。この中では東京電力福島原発事故に関する法律を2つほど例示をさせていただいております。先ほど説明したとおり、福島復興再生特別措置法の中では、国の責務といたしまして、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策を総合的に策定し、継続的かつ迅速に実施する責務というものが規定をされております。

それから2つ目といたしまして、子ども被災者支援法の中では、国の責務といたしまして、国は原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、施策を講ずる責務を有するという形になってございます。

それから、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の中でも書かれてございますのが24ページ目下の段でございます。この中でも、第2条におきまして、原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を負っていることに鑑み、万全の措置を講ずるという形で規定をされてございます。

最後に論点6でございます。国は、エネルギー政策の一つとしての原子力事業の推進や原子力安全規制・原子力災害対策等において一定の役割を果たしているが、原賠制度においても、原子力事業者が賠償の第一義的責任を負うという前提の下、被害者が迅速かつ適切な救済を受けられるよう様々な施策を講じてきた。

東電福島原発事故等の経験から、国は前面に立って役割を果たすべきとの意見や国の役割を明確化すべきといった意見があり、他の法律等における国の役割の位置付けを踏まえ、原賠制度における国の役割を整理すべきではないか、という形で整理をさせていただきました。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

今日ここで示されております基本的な枠組みというのは、これから検討を進めていく原賠制度の見直し全体に関わることでございますので、本日はなるべく長く時間をとって御議論いただきたいと思っております。

検討の進め方ですが、まずは検討課題ごとに提示されている論点、これが資料5-2の緑のところを示されていたものですが、この6つの論点、これについてそれぞれ御意見を頂き、その後全体を通じて御意見をいただくと、そういう形にさせていただければと思いま

す。御質問、御意見おありの方は、恐縮ですが札を立てておいていただければ後で御発言をお願いするようにいたしたいと思います。

それでは、まず最初に、被害者の保護の在り方に関するもので、これは先ほどの資料5-2で言いますと10ページの論点1、論点2ということになります。これについて御質問御意見等を頂戴できればと思いますので、よろしく願いいたします。

(高橋委員) 9ページに公害健康被害補償法の話をお紹介いただきました。環境法制の中ではこういう様々な行政上の救済措置があるという話を前に私の方から御紹介させていただいたことから、ここに御紹介いただいていると思います。ただ、この制度は必ずしも不法行為法に基づく損害賠償制度と二律背反的なものではございません。被害者の方が民事法を利用して通常の損害賠償請求をされればそちらで裁判所は判断されるということだと思えますが、それではやはり様々な形で間に合わないというとき、若しくは因果関係がはっきりしないときにこういう行政上の救済制度を用いて迅速な救済を図るということでございます。そういった意味では二律背反でない、原賠法の制度をきちんと考えた上で更に新しく二次的な救済制度の立法可能性というのがあるのだということを是非頭に入れて御議論いただければと思っている次第です。今回の論点に入るか否か、どの論点に入り得るテーマかは分かりませんが、テイクノートしていただければ有り難いと思います。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。ほかに。どうぞ、阿部委員。

(阿部原子力委員) 一つ質問と一つはコメントですけれども。大島参事官から説明いただきましてありがとうございます。この論点の整理、グリーンの中箱の中で最初に本文があつて、その下に四角チョンで論点がありますよね。これは最初に出てくるのが主な論点で、次は少数意見というかそういう感じですか。それとも、これはどういう整理なのですか。

(大島参事官) 少数意見というわけではなくて、なるべく大きく分けたかったのですけれども、個別の論点があると思いますので、四角のポツという感じで細かめに書かせていただいている形でございます。

(阿部原子力委員) 次に、高橋委員から御指摘のあった点ですけれども、原子力損害賠償を考へるときに、この論点1でも被害者保護に万全を期すために全て補填されるようになっておりまして、まず第一に責任のある事業者に損害賠償させるということですが、実際は社会の中では先ほど紹介のあった公害の問題、それから最近では通り魔事件とか色々な刑事事件でも、本来は加害者に責任を追求すべきですが、そうできない場合において

やはり社会としてそういう事件に遭った人は気の毒だということで何らかの補償をしようという考え方もありますので、最近の新しい考え方としてはあくまでもやはりそれは最初は責任者に追及するけれども、それ以上にできないことは社会全体として世話をするという流れは一つあるかと思えますね。

先ほどのその場合の補償の仕方ですけれども、一つは、賠償という形で電力事業者が出した資金から手当てするというのは、ある意味では利用者たるものが責任を負うということですが、現実には実際に起こることは要するに電力をたくさん使っている人はたくさん負担するのですね、税金で最後に他の方法で補償する場合には。これは逆に言うと今度は税金をたくさん出している国民が負担をするということで、その最後には社会全体でそういう目に遭った方々を支援するということですが、誰が大きく負担するかというのの違いが出てくるということかと私なりに考えております。

(住田委員) 今回論点としてまとめ上げられて網羅的に出されたところですが、今後一つずつ順番にやっていく上で、この論点整理は非常に分かりやすく結構かと思えます。

まず、論点1と2についてですが、最初の大きなくくりとして、この法律自体が民法の一般則の特別法であるという考え方、あくまで民事法的な考え方をもとにしたものであることを前提とすることは重要と思えます。さきほど阿部委員がおっしゃったのは、国家補償の考え方、つまり民事的な損害賠償ではなく、例えば刑事事件における被害者救済制度などについておっしゃったと思えますが、今回の論点では、あくまで民法の特別法としての考え方の議論をまず進めていくということとして、私はそれによろしいと考えます。

その観点からいたしますと、民法の一般則における被害者保護というのは欠くことができない部分でございます。この法律自体が国のエネルギー政策と表裏一体の関係、セットとして考えるべきものであるとした場合であっても、やはりこの被害者の保護というのを今までと同等レベルで維持するというのが我が国としては重要な姿勢だと思います。

他国の例では、有限責任、また無限責任であっても配分計画等があっても実質的には破たんした法制を前提につくられているものが多いようですが、我が国はそれらとは違って、原子力規制は世界一の水準、被害者保護も世界一の水準ということを維持すべきと考えます。今回改正するとしても被害者保護の重要性は制度創設時と変わらず、国民の理解を得るためにも、この基本線だけは揺るがすことができないと思っております。

そして、国家補償的な意味合いで行政の責任ということをおっしゃるけれども、その部分は補完的に、国の必要な援助とかそういう制度でまた考えていくべきで、

ちょっと次の論点に入っていくのかなという気はいたしました。

それからもう一つ。予見可能性、論点2に関してですが、今回の福島の事故の教訓を得て救済制度の仕組みを更にきちんとした形で明確化して残していくことが重要と考えます。民事法の特別法、あるいは手続法として、ADR等に法的な位置付けを与えることが今回の教訓や経験を活かしていくことになると思います。この点についてはかなり細かい仕組みをつくり上げる必要があるかと思しますので、私個人としては、これだけ広い概念の多くの論点にわたることについて議論を深化させるためには、できれば、別の専門家を入れて個別に分けていただくことが今後の進め方としてありがたいかなと思っています。

最初に長く申し上げまして、失礼いたしました。

(濱田部会長) ありがとうございます。どうぞ。

(辰巳委員) ありがとうございます。私も今回の論点1でお示しいただきました点、一つ目の箱というのは確実にやはり確保される必要があるということに異論はないというふうに私自身としては思っております。

2つ目の予見可能性の件なのですけれども、やはり被害を被り何らかの補償をしてほしいと思う人がどういうふうに進めていくかということがやはり分かるということが非常に重要で、どうしても私たち普通の人間というのは法律の話というのは疎いもので分かりにくいというのが基本でございますもので、そのあたりがやはり分かるように。そういうことでサポートのためのADRセンターとかもつくっていただいているし。だから、そういう形で現在進められているということとはとてもいいことで、これがまずはベースになってやっていっていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

(濱田部会長) 崎田委員、お願いします。

(崎田委員) ありがとうございます。今回資料を頂いて論点1の適切な賠償というところは、もう全くこれは異論がないのですが、適切な賠償というときに、現状を考えると、これまで発言したかと思うのですが、市民の目線からこういう発言というのはなかなかしにくいのですが、本当に今延々続くであろう賠償の終わり方とか除染の終わり方とかを考えると、例えば除染に関しては線量が大変低くなっているところもやはり市民の方々の安全に対する思いがなかなか自治体が終息宣言ができないのが現状です。こういう状況を見ると、適切な賠償から復興に向けてきちんと国が支えるという流れに移行するとなど、その全体像をきちんとやはり制度の中で見えるようにしないといけないという印象を持つ

ております。ですから、ここの適切な賠償ということには全く異論がないのですが、それだけで分けて話を始めてしまっていいのだろうかというのが逆に私の印象でした。そういう意味で有限責任、無限責任、色々な海外の事例が資料に出ていますけれども、そういうような議論もやはり大切な議論に今後なってくるだろうと思ってこの資料を拝見いたしました。

(濱田部会長) ありがとうございます。どうぞ、四元委員。

(四元委員) ありがとうございます。今の委員の御発言の、私もちょっと感想だけ申し上げておくと。除染のところはやはり他の賠償と違うのかなという今印象、感想を持っております。論点1で議論する話とはまた違うような気がします。やはり相当どの範囲をどうやって除染をすると、その後の処理が非常に長期になりますので、国の関与というのがある程度必要ではないかと思っています。それを賠償の中でどう位置付けるかというのはまだ何も具体的なアイデアはありませんけれども、除染というのは一つ大きな問題だというのは私も同感です。

それからあと御質問というか、このADRの方なのですけれども、予見可能性を高めるというのもっともではあるのですけれども、今もADRやっていてかなりこの今現在も非常に混み合っているみたいなのですけれども。今よりも、いつどれだけ賠償してもらえとなかなか予見可能性高まったらいいのですけれども、今現状が特にどういうところが問題で、事務局なり山本先生とかプロの方、もしあれば教えていただきたいと。

それからあと、ADR非常に今回いい仕組みができて、ここもまだ私の頭の中でもよく分からないのですが、それを制度として位置付けるというのはいいのだと思うのですが、今回かなり色々柔軟な対応できましたので、それをどこまで細かく規定してしまうのがいいのかというのはちょっとまだよく分からなくて、このあたりも本当に山本先生のようなプロの先生の御意見を聞かせていただければと思います。

(濱田部会長) ありがとうございます。先ほどのADRについては一度御紹介もありましたが、更に議論の必要に応じて、あるいは先ほど住田委員もちょっとおっしゃいましたように、何かこれを具体化するような制度を議論する際に更に資料等も出していただく必要があるかと思っております。

他にいかがでしょうか。山本委員、お願いします。

(山本委員) 今若干私の名前も出ましたので。この論点2ですけれども、私もやはりこの予見可能性を高めるということは非常に重要だと思っております、とりわけやはりその賠償

の初期の段階においてこのADRによる対応というのは、前に私は走りながら考えるというふうに申しあげましたけれども、その時点時点で最善のことをやったつもりではありませんけれども、なかなか賠償に時間がかかるとか色々なことがやはり最初は生じました。そういう意味では法律の中で一定程度の枠組みを定めておくということは予見可能性を高めるといって非常に大きな意味があるということだろうと思います。ただ、四元委員御指摘のとおり、余り細かく定め過ぎてしまうと事故の対応によっては全然見当違いなことになってしまう恐れもありますので、そのあたりのどこまで定めるのかというのはおっしゃるようになり専門的な観点から考えていく必要があるのではないかとこのように思います。

現在どういう問題があるかということの御質問もありました。現在は個別の事件の解決においてはかなりの程度準則は確立して迅速に適切な処理はできているのではないかとこののが私の認識ではあります。ただ、日々やはり新たな問題が生じておまして、前にもお話ししましたが、集団的な申立てに対してどのように対応するのかというのは非常に現在大きな問題になっているというふうに思いますし。また、和解案の受入れにつきましても、電力事業者側がそれを尊重することにはなっているわけでありましてけれども、そこが現在のような枠組みで本当に実効的な救済が図られるのかとか、考えていかなければならない問題はなお私は残っているというふうに思っております。それは今回のこれを制度化していくに当たって詰めて検討していく必要はあるだろうというふうに思っています。

以上です。

(濱田部会長) それでは、大橋委員、お願いします。

(大橋委員) 皆さんの御意見とそれほど違わないのですけれども、論点1、適切に賠償が行われることというのは極めて重要だと思います。その際に賠償が復興を前向きに進めていく上での後押しにならなければいけないというふうに思います。そういう観点でこの適切性というものがどういうものであるべきかを議論していかなければいけないのかなというふうに思います。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。それでは、大塚委員、お願いします。

(大塚委員) 私もこの適切性、適切に賠償が受けられるというのはそのとおりだと思っております、全く賛成でございます。先ほど御議論ございました、被害者にとっての予見可能性というのは、16条の国が援助を行うものとするというのが余りはっきりしないというのはかつ

てから言われていることなので、その点も恐らく関係してくると思うのですけれども。この点に関してはさっき住田委員が言われたように、ここでの話だけではないので、後のほうの論点と関連してくる問題だというふうに認識しております。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。又吉委員。

(又吉委員) ありがとうございます。私からは論点2について1点だけ。ADRに法的拘束力のある仲裁機能などを付与するなどの機能強化、若しくは集団訴訟への対応も検討課題に挙げられているのですけれども、これまでADRを通じて実現されている解決の迅速性、簡易性、こういったものが損なわれて、より多くの被害者が求める早期紛争解決は怠る可能性というものを十分に審議しながら御検討いただきたいという意見だけ1点お願いできればと思います。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。大事なところかと思えます。

他にいかがでしょうか。どうぞ。

(市川オブザーバー) 今回から座席も後方でマイクも用意されていませんが、オブザーバーとして発言の機会をいただけませんか。

(濱田部会長) どうぞ、市川さん。

(市川オブザーバー) オブザーバーの発言は、議事録に残していただけるのでしょうか。

(濱田部会長) 議事録には残ることになると思います。

(市川オブザーバー) ありがとうございます。それでは、オブザーバーとして委員の皆様へ御検討いただく際をお願いしたい観点を申し述べさせていただきたいと思えます。

まず、論点1にあります「被害の実態に見合った十分な賠償期間と金額」の考慮、「賠償のための資金の確実な確保」につきましては、是非この方向で御検討をお願いいたします。被災した企業が被災前と同等の事業活動が行える見通しが立つまで、きめ細かな対応を通じて公正かつ着実に損害賠償を継続できる仕組みを構築していただきたく、福島事故を踏まえた“現場の生の声”として重ねてお願い申し上げます。

それから、論点2でございますが、被害を受けた企業が、将来の設計に応じて事業再開に向けた明確な見通しを立てることできるよう、「予見可能性」を持てる制度とする観点につきましては、是非ともお願いしたく存じます。

実際の経験を踏まえた予見可能性の具体的内容は、第3回の会合で、原町商工会議所から、

予見可能性を高めるため事故後の現場で欲していた項目としてお伝えをさせていただきましたように、「避難に関する情報」であるとか、「除染や地域の安全性に関する情報」、それから「事故収束の見通し」を初めといたしまして、「仮払いのスケジュールや賠償金に関する情報」、それから「事業再開に向けた各種公的支援策に関する情報」などはもちろんのこと、「賠償の対象や手続に関するルール」であるとか「請求の書式」が不明確で、何度も途中で変更されたり、また窓口の一部で「ごね得」があったようなことも、ヒアリングで例示させていただいたところです。

福島での仮払いの経験等も踏まえ、緊急時対応から復興へという現地の状況変化に応じて、適切な賠償が出来る限り迅速に適切に行われるよう、体制整備と制度設計をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

よろしいですか。

それでは、また何か言い残したということがございましたら、全体をもう一度振り返って議論いただきますので、その際に御意見いただければと思います。

それでは、次の国民負担の在り方に関するものですが、論点3になります。この論点3については本日御欠席の森田委員から御意見を提出いただいておりますので、最初に事務局のほうから紹介をお願いします。

(大島参事官) 資料5-3でございます。森田委員から資料を提出いただいておりますので、読み上げさせていただきます。

被害者の受けた損害ができるだけ補填されることが望ましいと思うが、同時に、国民負担の最小化というもう一つの理念との関係を踏まえて検討することが必要と考える。

国の財政需要は、社会保障、安全保障等様々存在することは言うまでもない。仮に原子力損害賠償のために財政措置をとろうとしても、国家財政には上限があるため、他の財政需要との関係で一定の制約が生じざるを得ない。

また、他の産業事故との関係で、原子力事故についてだけ、本来事業者が負うべき賠償負担を国民全体でシェアすることについての理由も必ずしも明確ではない。

このような観点から国民負担の在り方を検討する際には、世代間の公平性という点にも留意すべきと考える。現行制度は、国債の発行や電気料金への負担金の転嫁を前提として後の世代にも負担のシェアを求めるという発想に立っているが、将来の事故に適切に備える

という観点からは、過去の負債はできるだけ早く現世代において処理し、将来に備えた積立てをできるだけ早く始めることがより倫理的であるはず。倫理的観点のみを重視すべきでないのはもちろんであり、またそのために現世代に過大な負担を負わせることは適当ではないと思うが、考慮されるべき視点であると考えます。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、皆様方から御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。遠藤委員、お願いします。

(遠藤委員) ありがとうございます。こちらの事務局の御整理いただいた資料でも指摘されているのですが、現在支援機構法の枠組みにおきましては、先の過酷事故の賠償を誰が実質的に負担をしているかということになりますと、一般負担金を支払っている原子力事業者の電力利用者ということになります。つまり、発災者だけではなく全部の原子力を持っている電力事業者の電気料金に転嫁されている状況になっています。

逆に、発災者の資力を超えた賠償を誰かが負担しなくてはならないという前提にたつて、これを税に振り向けたとき、電源開発促進税で徴収されていくのが現実的でしょうから、これも託送料、いわゆる送電料という形で、電気利用者の負担になっていくということになります。

では、本来誰にもっと負担させるべきなのかという分担の在り方なのですけれども、先の過酷事故の賠償ということになりますと、負担をしていない人たちがいるとすれば、それは発災者のステークホルダーの人たちであるということが言えると考えます。先の過酷事故においては、迅速な賠償と社債市場の安定化などの政策が優先されましたが、今後の制度改革においては、その方々にある程度、公正な市場環境の中で負担をしていただく仕組みを検討していくことが必要であろうと思います。

もう1点、今後自由化の中で原子力事業ということが営まれていくということを留意しなければならないという点で、一般負担金を発災者以外の電力利用者に求めることが、競争環境の中で適合するのということも留意しなくてはなりません。また、電気事業法の改正が行われた際に、これまでは経産大臣の許可がなければ、一般電気事業者の解散ということができなかったのですが、今後は発電事業者が解散するには経産大臣への届出をもってすればよいという状況になります。その場合の賠償の引き受け手の問題も含めて考慮をしていかなければならないと思います。

(濱田部会長) ありがとうございます。確かにかなり幅広いですね。環境変化もある中で考えていかなければいけないということですね。

ほかにいかがですか。又吉委員、お願いします。

(又吉委員) ありがとうございます。私も電気料金は広義的には国民負担であり、全体コストの最小化のための制度設計を確立することがより重要であるというふうに考えています。

また、電気料金を通じた受益者負担の増大というのは電力多消費型の製造業の海外移転等に伴う雇用環境の悪化ですとか、ある意味タイムラグを伴った将来の国民負担を生じるリスクも内包していると考えておりますので、より長期的視点に立ったリスク軽減のための制度設計を是非担保していただきたいというふうに考えています。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。辰巳委員、お願いします。

(辰巳委員) ありがとうございます。やはりこの電力システム改革で自由化がスタートするに当たって、色々な人たちと会話をするのですけれども、その中で言われることの多くは、事業者をどのように選ぶかというお話で、必ず出てくるのは、その原子力発電を持っている事業者を選びたくないという国民の声はかなり大きいというふうに私は思っております。実際に自由化でどのように皆さんが判断なさるかはちょっと分かりませんが、現状で話し合う中で。

そうしたときに出てくるのは、必ずなのですけれども、原子力発電に関わる費用を原子力発電を選びたくない国民に負担させるというのはアンフェアというか不公平ではないかと。そういう声がとても大きいということがまず一つ御理解いただきたいというふうに思っております。

そういう意味では、先ほどの遠藤委員がおっしゃった電源開発促進税というのがどこに使われるかということが非常に課題だというふうに思っておりますけれども、これが全額託送料で今回とられるようなことになり、そうしたときに今先ほど申し上げた原子力を選びたくないという人たちにも何らかの負担をしてもらうという形になるのか。電源開発なのでちょっとよく分からないのですけれども、どこに持っていかれるのか。かなり多額です、年間の電力会社さんにとっての金額はとても大きくて。今までは電力料金で負担させられておりましたもので皆さん等しく原子力発電でつくった電気を使っていたわけなのでそれは納得なのだというふうに思うのですけれども。今後やはりそういう意味では電気料金で取られるという言葉の重みというか意義ですね、やはりそこで選択ができるということと

の関係で、電力料金でだから原資になっているというのはこれは私は原子力発電事業をやっているという人たちにとってはやむを得ないというか、ここの取り方がまずは正しい取り方だというふうに思っています。別に原賠法の話だけではなくて、処理等の話も含めてなのですけれども、それは当然そうあるべきだというふうに思っておりますけれども、それが税金のように等しく国民全員に負担されることが適切かどうかということに関してはきちんと考えていくべきだというふうに私は思っております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。どうぞ、山本委員。

(山本委員) 論点3の基本的にはこれは私人間の損害賠償義務の話ですので、この論点3の最後にあるように税による国民負担をもしするのだとすれば、その理由については相当慎重にやはり考える必要があるということだろうと思います。

私自身が考えたのは、一つは独立して国が義務を負うということはあるのだろうと思いますが、これは国家賠償の延長線上の話でありまして。そういう原理、この原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責務が法的責任にまで昇華すれば、それは一つの義務を負う根拠にはなり得るのだろうと思います。

もう一つは、本来の賠償義務者がその賠償義務を負担することが困難であって、被害者を迅速かつ適切に救済するためには国が乗り出していくほかはないというような場面では、先ほど論点1にあった適切な賠償を図るために国が出ていくということはある話だろうというふうに思います。ただ、それは本来はやはり私人間の債務を国が代わって救済を図るということですから、本来の債務者にはやはりそれなりの責任をとってもらったというのがその姿でありまして、先ほど遠藤委員が御指摘になったその債務者のステークホルダー、経営者であり株主であり債権者でありそういった人たちが適切な責任を負って、それを前提として国が出ていく、税によって国民負担を図ることが制度の在り方としては原則ではないかというふうに思っております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。皆様方札を立てていただいておりますが、順番でまず山口委員から。

(山口委員) ありがとうございます。ここの第一義的な責任を負う原子力事業者がまずしっかり最大限の責任を負うと。それに加え、国民負担の最小化を図るということは全く賛成でございます。

それで、例えば原子力災害の特殊性ということが論点2のところでは提起されているのですが、実は原子力災害の特殊性というのは何かというのは余りきちんと整理されていないのではないかと思います。それとあわせて、原子力発電、エネルギーの特徴というのもまた踏まえる必要があるのではないかと。この負担の話を考えるときに。

と言いますのは、原子力のこういう事故における被害そのものもそうなのですが、その裏側には原子力エネルギーがエネルギーの安定供給ですとかエネルギーのコストにこれまで寄与してきたという側面もまたあることだと思えます。そのときに、国が原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責務というようなどころがあるのですが、やはりそういった原子力エネルギーの特徴を踏まえた負担の在り方というところは是非論点に加えていただくことが適切かと思えます。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。では、高橋委員、お願いします。

(高橋委員) 基本的に民事の損害賠償でございますので、不法行為者が究極的な責任を負うというのは当たり前のことで、これは確認する必要がないと私は思っています。先ほど公害健康被害補償法の話をしていただきましたけれども、水俣病の話でも究極的にはチッソが責任をもって賠償しています。公健法の費用についても。そういう意味で、先ほどの制度も基本的には民事の損害賠償を基本にした形で行政上の救済制度を構築したものです。あくまでも原因者に、不法行為者に責任を追及する制度が基本である、という点は、問題を考える上では重要だと思います。

ただ、もう一つは、究極的な責任を事業者が持つ、事故発生者が持つということと、国がその賠償の様々な局面で民事責任を原則として仮払いであるとか迅速な救済を図った上で求償するとかいうのは別の問題であると思えます。この点は山本委員もおっしゃったのですが。そういうことはあり得るので、最小負担の話とは別の話として問題を考える必要があるのではないかと、というのが第2点でございます。

その上で、この点も山本委員がご指摘されていますが、賠償者が基本的に払えないと言ったときに、では国が出ていかないのかというと、山口委員もおっしゃいましたけれども、原子力の特殊性というのがあると思えます。今回の事故を踏まえても、ベースロード電源として位置付けると国が決めたわけでございますので、その上でリスクがある原子力事業を行ったときに究極的に国民が事業者からの賠償を受けることができないということになれば、これはもう国が基本的に出ていく制度設計を考えざるを得ないと私は思います。

したがって、このところについては、国民最小負担ということ余り持ち出さないほうが私はいいのではないかというふうに思います。以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。では、崎田委員、お願いします。

(崎田委員) 今回福島事故後のエネルギー基本計画の議論にずっと参加をさせていただいていました。その中で、これまでエネルギーを活用してきた国民の一人として、やはりこの事故の環境回復とか復興とかそういうことに対してきちんと視点を持つ、そして一定の責任を持つということがやはり必要なのではないかという印象を持ってきました。

特に、この事故の後、色々な対処に政府各省が役割分担して取り組まれたわけですが、そういうことで多くの市民の方は、まず仕組みとしては非常に安心感を持たれたと感じております。そういう意味でやはりこの事故の影響は普通の電源と全く違う非常に大きいもので、こういう電源を選択してきた国の責任のあり方としてきちんと国が前面に立つという、その姿勢を持つことがこの電源を持っている国として私は社会の信頼を得る上では基本だと思っております。

では、その国が動くというところで、最終的にその負担に関して国民が税金という形で広く薄くみんなで支え合うという制度としてはそこをきちんと一緒にやっていかなければいけないことだと思っております。ただ、その税金として払うというだけではなく、先ほどから色々お話が出ているように、事故の直接原因者と他のすべての原子力発電が負担金として出しているものと国民の税金とこの全体のバランスをきちんと見ながら考えていくという、そこを常にオープンにしながらやっていくということが大事なのではないかと考えております。

よろしく申し上げます。

(濱田部会長) ありがとうございます。では、お待たせしました、大橋委員、お願いします。

(大橋委員) ありがとうございます。国民負担の最小化という観点から申し上げます。現行の機構法のスキームでございますけれども、地域独占及び総括原価をもとにした規制料金というものを背景とした費用回収を行うということは使用量に応じた公平な負担を国民に求めるという意味で国民負担の最小化につながっていたのだらうというふうに思います。

ただ、今後のことを考えてみた場合に、その自由化の中で電力料金の使途というものの透明性がこれまで以上に求められるという中で、電力料金への乗せ方にもよりますが、電力料金に偏った負担は国民の間に負担の偏在を生み出すだらうというふうに強く思います。

具体的には、低所得者とか単身世帯にかなり負担が重く乗ってくる可能性があって、そうした国民負担の偏在が必ずしも国民負担の最小化に恐らく究極的にはつながらないのではないかというふうに思います。

そうした制度環境を取り巻く変化も見すえながら、やはり最終的に、ここにも書かれています。国民負担というのは税であれ電気料金であれ実質的には国民負担ですから、その割合を市場環境の変化に合わせて変えていくというのが、国民負担の最小化という観点だけを見たときには、恐らくあり得るのだらうなというふうに思います。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。では、大塚委員、お願いします。

(大塚委員) 先ほど山本委員と高橋委員が言われたこととほとんど基本的には同じように考えておりますが、先ほどの被害者に対して適切な賠償をするという観点と、それから国民の負担をできるだけ減らすという観点、両方とも重要なわけですけれども、それは結局どうということになるかという、先ほど高橋委員が言われたように、一旦国が払ったとしても、後から原子力事業者に対して求償できるという仕組みが非常に重要であって、最初から国が払わないということではありませんので、一時的に払うということは今回の原賠の機構法でもその方法をまさにとっておられますが、被害者の救済という観点からその点が極めて重要だということを申し上げておきたいと思います。

ですから、現在の16条の援助するものとするということの具体的な現れとして原賠の機構法があるわけですけれども、この仕組みをある程度恒久化したようなものに、このままというわけではないですけれども、していくことが一つの方策ではないかというふうに考えているところでございます。

あと、法的には、電力事業者が負担されてそれを電力を使っている国民が負担することと、税で対応するということは全然別ですので、似通ってくる場合はもちろんありますけれども、全然別だというふうに考えざるを得ないということも追加的に申し上げておきます。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。この論点を深堀するような貴重な御意見をそれぞれいただいておりますが、ほかに。辰巳委員、失礼しました。

(辰巳委員) すみません、二度目で申し訳ございません。まず、国のエネルギー基本計画の中で原子力をベースロード電源とするというふうに表現されたその根底にあるものというのは、恐らくですけれども、もちろん安定的に提供できるということもあるでしょうけれど

も、コストが安いというお話もあったというふうに思っております。

そのときの原子力発電のコストの見方というときに、今のようないかなる原賠法の話がどこまで入っているかというのが非常に問題ではなかろうかと。だから、一義的にというか事業者が責任を負うというときに、やはりそれだけのこともコストの中に更に加えて見ていったときに、本当に安いという、コストが低廉であるというところと本当に結びつくのかというのが私はとても疑問に思っております。

だから、先ほども電気料金にというお話をしたのですけれども、これは原子力発電の受益を受ける方の電気料金にという意味であったので、ちょっとそのところが混同されないようにというふうに思って再度手を挙げました。

それからあと、最終的に国が補償するというときの、国民にとってはそのほうが安心ではあろうとは思いますが、それが逆に原子力発電事業者のモラルハザードを起こさないようにという一言をきちんと入れていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。他によろしいでしょうか。どうぞ。

(市川オブザーバー) 発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。「国民負担の抑制」ということが大前提でございますけれども、全国にネットワークを持つ商工会議所といたしまして「地域」の視点で受け止めさせていただきますと、「被害者が受けた損害に、一定の制約が生じるのはやむを得ない」との一部の御見解につきましては、被災した人・企業・地域の生活再建に思いが至っていないという印象を受けましたので、被災者側の感情論かもしれませんが、この方向については極めて遺憾だというふうに受け止めさせていただきます。被災者側の状況ともうまく全体をバランスさせる観点で、ここは御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。ほかにこの論点はよろしいですか。

それでは、続いて論点4に入りたいと思います。原子力事業者の予見可能性に関するものですが、これについてはオブザーバーの小野田専務理事から発言の申し出がきております。まず、専門委員のほうから御質問、御意見をお願いし、その後御意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは大橋委員、お願いします。

(大橋委員) ありがとうございます。ここに書いてあるように電力システム改革によって基本

的に事業者というのは自由にその事業の廃止ができる。また、先ほどちょっと申し上げたのですが、地域独占と規制料金がなくなるという中で、現行の機構法のスキームについて改めて考える論点というのが出てきているのではないかなというふうに思われます。

具体的には、事業者がその事業の廃止をすることができる、また資金援助の申請もしない可能性もやはりあると。そうすると、適切に賠償というものがなされ得るのかどうかということについて、やはり現行の機構法の制度設計に若干の不安がなしとはしないということなのだろうと思います。

また、予見可能性の観点からすると、賠償の規模とかあるいは廃炉された基数とか、そうした外生的な要因によって事業者の負担というのが恐らくかなり異なる可能性がある。そうした中で言うと、自由化の下での予見可能性とかあるいは事業者間の公平性とかというものについても、やはりきちんとした担保がなされているかということ、そこも若干疑義があるということだと思えます。

また、更に申し上げますと、現在でさえもその一般負担についてはかなりの部分福島賠償に充てられているのではないかと。また、一般負担によって将来の積立てがどの程度なされているかということについて、必ずしも明らかではないかと思えます。自由化のもとでの機構法のスキームに問題があるということは、とりもなおさず原賠制度が将来に向けてきちんとした備えができていないかということについて、ちょっと不安があるということになるように思われます。

そうした観点から、やはりこの論点というのは極めて重要で、今後議論すべきに値するのではないかというふうに思いました。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。又吉委員、お願いします。

(又吉委員) ありがとうございます。今御発言いただいた内容とほぼ一緒なのですけれども。

原子力を重要なベースロードと位置付ける日本の国策に則した事業を担う民間企業の責任範囲というのが非常に今限界にきているということの一つ述べさせていただきたいと思えます。

具体的には、やはり事業者の有限責任化ですとか賠償措置の引上げによる国の責任強化などを通じて、今後の電力システム改革進展若しくは原子力依存度低減の環境変化の中でも原子力事業者側での事業予見性が担保される制度設計というのを是非御検討いただければというふうに思えます。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。では、小野田専務理事からお願いします。

(小野田オブザーバー) 事業者の立場から発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。私ども事業者は原子力事業の健全な発達を通して国のエネルギー政策の実現に民間事業者として寄与していきたいと考えております。巨額の投資や事業が長期にわたるといふ原子力の特殊性を踏まえ、民間事業者が原子力を引き続き担っていくためには民間がマネジメントできる範囲を超えるリスクを被らないという意味での事業予見性が重要でございます。

原賠制度においては賠償原資の負担やそもそもの免責規定の適用につきましては十分な予見性があるとは言い難い状況にあると考えております。官民の役割分担という点では、無限責任が課されておりますドイツ、スイスにおいても発災事業者の資力を超える部分には国の関与が入っております、事故を起こしていない事業者を含む全原子力事業者による相互扶助を前提としております我が国とは異なりますことから、そうした諸外国の例も参考として、国と事業者の適切な役割分担について検討が必要と考えておりますので、よろしく願いいたします。

(濱田部会長) ありがとうございます。他にいかがでしょうか、どうぞ、山口委員、お願いします。

(山口委員) この事業者の予見可能性についてですけれども、現在自主的に安全性を向上するという取組が事業者においてもなされ、それで新しく原子力規制の規則が相当強化された。特にその強化されたポイントは、この原子力損害賠償で扱うような公衆あるいは環境に被害を抑制するという視点で大分強化されたというふうに理解してございます。

そういう環境の中で非常にやはり大切だと思うのは、事業者が自主的に安全を向上させていくという取組が風化しないように、劣化しないように継続的にそういうことが続いていくような制度設計というのは非常に重要なものだと思います。そういう中で恐らくこれから事業者自身の計画も色々出されておりますし、それからオーバーサイトと言いますか、これまでの安全に関するパフォーマンスをきちんと監視してそれを評価して色々な形で反映するという制度も導入されていくのだろうと思います。

そういう意味で、この事業者の予見可能性という意味では、今のベースロード電源として原子力のある一定の規模を使っていく、あるいは原子力というのは必ずしも発電だけでは

なくて、そのほかの色々な産業にも展開していく側面もあるわけですし、そういう自主的安全が継続的に行われるという観点でも事業者の予測可能性というところを議論する必要があるというふうに考えてございます。

(濱田部会長) 遠藤委員、お願いします。

(遠藤委員) 内容につきましては大橋委員が先ほど述べられたことに全く同意でございますので申し上げます。時期的には、小売の全面自由化が16年4月に始まり、発送電の分離が20年をめどに始まるということがすでに決まっているということでございますので、それに合わせた制度設計を行わなければならないという点をつけ加えさせていただきたいと思っております。

(濱田部会長) ありがとうございます。高橋委員、お願いします。

(高橋委員) 確かに機構法が、現在、事業者に対する国の援助の法律になっているというのは私も理解しています。しかし、機構法の今後のあり方について、原賠法の問題として細かな制度設計をどこまで考えていかなければいけないかという点については、私はよく分からないところがあります。なぜならば、今回の機構法は一応一般法として定められたという経緯はありますが、少なくとも東電のあの事故を前提とした援助の仕組みになっています。そこで、国の援助のあり方について、将来的にどういうふうに考えていくのかということについて、今から具体的な援助の在り方を機構法を前提として全部決めきっていいのかということについては私は疑問を持っています。すなわち、一般法として機構法を恒久化させないで、事故の性質等に応じて柔軟に国の援助の体制は考えるのだというふうにしておかないと、後で色々な事故が起きたときに実は身動きがとれなくなる可能性があることを私は危惧します。繰り返しますが、機構法の恒久化と言いますか、細かな制度設計に踏み込むかというのは慎重に議論したほうが良いのではないかと私は思います。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。崎田委員、お願いします。

(崎田委員) ありがとうございます。電気事業連合会からのコメントに関して質問というかお願いというかそういう目線で手を挙げさせていただきました。お話の中で、例えば事業者の無限責任をとっているドイツでも最終的に発災事業者を支えるような仕組みがあるというお話をされました。今後有限責任、無限責任などの議論になったときに、私は有限責任になったときでも事業者がどれだけしっかりと安全に向けて事業を推進するかというあたりの信頼感が非常に大事な話になってくると思っておりますので、今後そういうところに

対してどうするのかというあたりをきちんと言及していただければ有り難いかと思います。それは今後の議論だと思いますけれども、よろしくをお願いします。

(濱田部会長) ありがとうございます。ほかにこの点で。どうぞ、大塚委員。

(大塚委員) 無限責任、有限責任の議論はまた後でさせていただくことになるのではないかと思います。高橋委員が言われることもよく分かるのですが、現在の機構法が今回の事故を前提としてつくったことはそのとおりで、将来の柔軟性のことを考えておく必要は私もあるとは考えております。ただ、原子力事業者の予見可能性とかということを使うのであれば、ある程度将来の機構法の修正とかも考えたほうが良いと思っているところもあります。

(濱田部会長) 住田委員。

(住田委員) ちょっと後戻りの議論かもしれませんが、辰巳委員がおっしゃいました反原発の方はやはり一定数の数がいらっしゃるわけですし、その方々の声を無視してこの議論を強引に進めたという印象を与えることはよろしくないというのが私の第一の率直な気持ちです。

その上で、この国民負担、すなわち、受益者負担ともう一つ税による国民負担の問題というのは避けて通れない話だと思っています。反原発の考え方で原子力による電力は買いたくないという方がいらっしゃる、この度その方々の意志が可能となる自由化が始まりそのような選択肢ができたことは結構なことだと思います。

では、被害が一旦起きた場合どういうことになるだろうかと言いますと、被害者というのは原子力発電による受益者とともにも原子力発電を買わない、そういう方も含まれてしまうわけです。そうすると、その被害者救済のためには受益者とそうではない方々も含めて等しく適切な賠償や補償が必要であると考えます。

より大きな理由となるもう一つの観点ですが、国のエネルギー政策として原子力発電を一定の割合で含むという位置付けをとった日本という国にいる以上、原子力を含んだ発電でインフラが整備された利益を享受されますし、医療その他色々ところで原子力の電気をお使いになるわけです。利益を受けていく以上、自分だけ切り離して負担したくないという言い方には少し無理があるのではないかなと。ここに、補完的なものとしても国民の税負担ということを正当化する理由が生じてくるのではないかなというふうに思っています。反原発の方々の意見を私はお聞きすることが多い立場であるからこそ、そこについては折り合うべきではないかなと思っております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。この点他にいかがでしょうか。どうぞ、阿部委員。

(阿部原子力委員) 2つ質問したいのですけれども。一つは、いざというときのために原資を用意しておかなければいけないということで、現在は機構という形で言わば無人方式で各電力会社みんなで出し合って何かあったらそこから引き出すということですが、もう一つ世の中そういうシステムとしてあらかじめ資金を確保する方法は保険という制度がありますよね。例えば1兆円というお金をいざというときは引き出せる保険をかけておけばいいのですけれども、この中に保険の専門の方がいらっしゃるかどうか、あるいは保険会社はとてそんなに大きな金額は引き受けられませんということかもしれないのですが、もし御存じの方がいらっしゃれば、教えていただければ有り難い。

それからもう一つは、事業を続けるためには予見可能性が必要だという小野田さんからのお話がありましたけれども、実は最近出てきた表でも電力の生産コスト、電力のコスト比較というのがあって、あの中に原子力は一番安いほうに入っていますね。伺うとたしかあの中には事故の起こった場合の負担というのもしか入っている計算になっているのですね。それなのになぜ自由化になると途端にやっつけられないということなのか、どうしても色々な方に聞くのですけれども、なかなか分からないのですけれども、何かうまく説明ができるのかどうかですね。

(濱田部会長) お願いします。

(大島参事官) まず保険のほうは、今現在1,200億円という形で民間の原子力プールを中心に引き受けていただいておりますけれども、もちろんその保険プールを受ける形での再保険等々の関係の問題でございますので、これを何兆円という大幅に上げるというのは多分困難ではないかというふうには理解をしております。

(阿部原子力委員) 誰かに聞いたことはありますか。

(大島参事官) もともとこの原賠制度の中では制度的には50億円を順次上げてきてございますけれども、その上げ方についても保険プールの引受け能力というものも考えながら過去引き上げさせていただいてきたという経緯がございますので、その一環でございます。

あと、コストの面でございますけれども、確かに委員おっしゃるとおり、コストの計算の中に事故が起こった場合の賠償というものも加味されながらコスト計算がされているということで理解をしております。その上で、自由化に至った形での事業の予見可能性というのはまたこれから少し議論を深めていく中でその論点も少し深められればというふうに

は思います。

私自身特に私からそのやっつけていけるやっつけていけないという話についてのコメントはございません。

(阿部原子力委員) ということは、電力コストの比較の中には事業リスクのコストは入っていないということですね。

(川合参事官) 今大島から申しあげましたように、先日資源エネルギー庁のほうの総合資源エネルギー調査会のほうで出したコスト計算では原賠のコスト、たしか9兆だったと思いますけれども、これを事業者共済でまかなうという前提でコスト試算がされて、それであれだけ安いという試算が出ているということで。原賠についてはコスト試算がされているという認識をしております。

(濱田部会長) 遠藤委員。

(遠藤委員) 大島参事官が御説明をしてくださったとおり、原子力プールの保険引き受けには限界があり、損害賠償措置額の引上げも倍増はしているのですけれどもまだ1,200億円にとどまっております。もし措置額を大きく引き上げるならば、保険プールには限りがあるとすると政府補償を上げざるを得ないという立てつけになっているということでございます。

保険については、過酷事故が起きるリスクをどのぐらいの確率でみるかということにも関わってくると思います。アメリカのプライスアンダーソン法改正について、保険料の負担分をどうするかという議論がなされてきたわけですけれども、1000年に一度とか2000年に一度の過酷事故について高い保険料を払うことが合理的なのかどうなのかという検討がなされてあの程度の水準におさまったというよう経緯もあります。過酷事故の発生する確率と、保険料負担との見合いを考えなければならないと思います。

(濱田部会長) 大塚委員。

(大塚委員) 質問ですけれども、さっき阿部原子力委員がお聞きになったこととの関係で、たしか8.9円だと思いますけれども、今数字が動いてるかもしれませんが、原子力に関しては価格としてはかなり安いのに電力を自由化するとなぜやっつけていけないという議論が出てくるのか、もし御説明いただけたら大変有り難いのですけれども。

(小野田オブザーバー) 事業者側から少し御説明させていただきます。この間コスト計算したときというのは、一つのモデルプラントで計算をしております。したがって、どういう事故が起こるかというのはちょっと分からない中での一つの想定でございまして、かな

り大きなものが入っているというふうに理解しておりますけれども、例えば免責規定の条件ですとか、あるいは一般負担金を払っておりますけれども、この水準が事故によって上乗せされていく可能性があるということであれば、そこのところを今回の議論の中でももう少し明確にさせていただければ予見可能性は高まるということでございます。

(大塚委員) 8. 9円だと思うのですけれども、その数字の中に入っていないという。

(小野田オブザーバー) 10. 3円です。

(濱田部会長) では、大橋委員、お願いします。

(大橋委員) 先ほどの委員の御質問ですけれども、原子力のコスト構造は他の電源のそれと比べて特徴があると思うのです。それは、固定費がとても大きくて、他方で可変費がとても低いという電源であるということです。先ほどのモデルケースは多分稼働率の想定の仕事によって大きく振れるということなのだと思います。稼働率が長ければ長いほどかなり安くいけますが、現行のように稼働率がかなり下がってくると急速にアワーの単価が上がるということなので。そこのあたりは、モデルケースはそれとして置いておくとしても、モデルケースのどおりに現実の稼働率が進んでいるのかということは当然押さえておかなければいけないと思います。

(濱田部会長) どうぞ。

(木原委員) 保険について少しだけ御回答させていただきます。原子力保険プールの木原でございます。もう大島さん、遠藤さんからもお答えを頂いているので私の答えも全く変わらないのですが、今現在1, 200億円ということで賠償責任保険を我々でお引受けをさせていただいております。ただ二点だけ追加させていただくと、我々お引き受けさせていただいているのは、この1, 200億円の賠償リスクに加えて実は建物、原子炉と言ったいわゆるものの保険もお引き受けさせていただいております。したがって、トータルのリスクで考えれば3, 000億円強のキャパシティを御用意させていただいているという状況でございます。それが1点目。

2点目は、現在我々1, 200億円の保険金額ということなのですが、ご用意頂いた資料の一覧表にもございましたけれども、全世界的に見ても1, 200億円の保険をおかけいただいているという国、制度としてそういう保険の制度があるところはほかにはございません。アメリカの例が出ましたけれども、アメリカの場合であれば375ミリオンドル、その上に共済制度が乗っているという形になっておりますし。今度新しい改正パリ条約で上げられることによって約700ミリオンユーロが今度保険で手配が必要というこ

とになりますけれども、現在の相場でいけば1, 200億円は相当高いレベルで今保険はかかっているということでございます。

最後に、これを引き上げるのか不可能なのかという御質問だと思うのですが、多分今先生がおっしゃいました5兆円とか10兆円のレベルまで引き上げるということは今の保険の市場においてはもう全く不可能だと思うのですね。ただ、現在の1, 200億を例えば1, 500億円、2, 000億円というレベルであればどうなのかというのは別の問題だと思いますけれども、これでもかなり高いレベルだということだけは御理解を頂戴できればと思います。

今我々日本の損害保険会社が全部集まりましてキャパシティを出し合って、今の保険の制度が成り立っているというのが現状でございます。ありがとうございました。

(濱田部会長) ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

それでは次に、原賠法の目的規定に関するものでございますが、この資料では19ページの論点5について、これまでのように御質問、御意見等を頂戴できればと思います。

(遠藤委員) こちらの論点5のところは事務局が明記してくださっているとおり、これに関しては今後の制度設計に関する議論の中でゆっくり検討していけばいい問題であると思います。

しかしながら、健全な発達という記載が合理的ではないかと思う理由としまして、例えば船舶油濁損害賠償補償法や自動車損害賠償補償法におきましても、被害者の保護とあわせて前者であれば海上輸送の健全な発達という文言がございますし、後者の場合でも被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とすると、明記されているという状況を考えると、これを残しておくことは必要ではないかと思っております。

また、こうした法律の記載例だけではなく、やはり被害者の適切な賠償を行うためにも、原子力事業が健全な発達をし、原子力事業者が技術的にも財政的にも健全であることが、適切な賠償に寄与すると思われまますので、これは残しておくべき文言ではないかと考えます。

(濱田部会長) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。辰巳委員、お願いします。

(辰巳委員) ありがとうございます。被害者の保護は当然残すべきだというふうに思っております。今後の事業環境変化をというお話があるのですけれども、まさにこれから電力システム改革でもってどのように変わっていくかというのが非常に重要で、原子力事業の健全

な発達という、やはりそこには私はとても引っかけがあります。まずエネ基のほうで今後原子力に関しては低減していくというふうに明記されてもいますわけで、基本法はまた書換えがあるかもしれませんが、だけれども、現状にあっては原子力事業今後ますます発展させていくという表現にはまさになっておりませんので。そういう意味では、文章だけを見ていると何となくスッと見落としてしまいそうなやさしい言葉ではあるのですが、中身は非常に重大というかちゃんと考えていかなければいけない言葉だというふうに思っております。だから、今申し上げたように、まさに見直すべきというふうな私は意見であります。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。崎田委員、お願いします。

(崎田委員) 私はこの文言が入るということは今の状況では必要なのではないかと感じています。どうしてかという、やはり今、先ほども事業者さんに質問申し上げましたけれども、依存度は下げるけれども、活用していくという状況の中で、いかに安全対策をしっかりとするためにも人材育成であるとか業界内のモラルをきちんと維持して運営することが、非常に重要なところで、その安全性を重視するというようなことのために事業者さんがきちんと健全に発展するというのが必要ではないでしょうか。発展という言葉に色々御意見もあると思いますが、私はやはり事業者さんが今まで以上のプライドを持ってしっかりと安全性を担保していただき、なおかつ今11基は決まっている廃炉の方にも、廃炉に対しても新しい産業を起こすぐらいの意欲できちんとした体制をとりながら取り組んでいただくということが、日本にとってすごく大事なのではないかと思っております。

なお、世界的に見ても原子力を使っていこうという国が近隣で非常にたくさん増えているという中で、日本がやはり技術をしっかりと維持して世界の安全に対して貢献するという形をとるとするのは大事で、私は、いわゆる資源がない国が技術を高めて世界の中で歩んできたというこれまでの歴史を考えても、日本はやはりそこをきちんとやらなければいけないのではないかなという印象を持っております。よろしくをお願いします。

(濱田部会長) ありがとうございます。それでは、まず山口委員からお願いします。その次に又吉委員、そして住田委員、お願いします。

(山口委員) この目的規定でございますけれども、やはり一番重要なところは原子力基本法の本質にしっかりと戻るといふことかと思っております。原子力基本法の中では、この資料にもございますけれども、原子力利用によってエネルギー資源を確保すること、それから学術の

進歩と産業の振興を図ること。それでもって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与するというを目的としています。

それから、例えば原子炉の規制法は福島事故の後に改正されて色々な項目が新たに追加されたわけですが、その改正された後のものであっても原子力基本法にのっとりという文言を以って先ほどの原子力を利用することの意義というものが述べられ、その上で安全の確保についてということが記載されているわけですが、

ということは、やはりいずれの法律をもちましても原子力基本法にありますが原子力利用の意義というものと安全の確保というもの、その2つの考え方というのが両輪でありまして、原賠法におきましても被災者の保護、これは当然のことではありますが、原子力事業の健全な発達というこの言葉は欠くわけにはいかないというふうに考えております。

(又吉委員) ありがとうございます。資本市場の観点からは、被害者の保護と原子力事業の健全な発達の両輪がバランスよく機能することが大前提であるべきで、原子力事業の健全な発達というワーディングの修正というのは今後の原子力事業への投資環境に悪影響を及ぼすリスクを生むのではないかとこのように懸念しております。

原子力依存度低減が基本方針になったとしても、世界最高の安全基準、加えて廃炉事業の潤滑な運営を実現するための自主的安全性の取組など、原子力事業が健全に発達するための課題余地はまだ多くあり、この時点で目的規定を変えるべきではないというふうに考えております。

加えて、福島原発事故以降、原発停止の長期化に伴い電力会社の財務健全性は劣化しており、十分な賠償責任能力を持つほど健全な状態ではないというふうに我々は考えています。万が一将来事故が生じた際の被害者保護を担保し得る制度設計の確立にはやはりこの両輪がうまくバランスよく機能する必要があるのではないかと考えております。

以上です。

(濱田部会長) それでは、住田委員、お願いします。

(住田委員) この点についてはいずれゆっくり議論することも必要かと思いますが、今までの各委員のお話をお聞きしておきまして、この審議の場が、原発推進派と反対派の対立に収れんするようなことになることを私は恐れております。これはあくまでも被害者保護のための法律であり、被害者保護のために万全を期すことや事業として安全性を期すことが重要であり、原子力事業者においてはそれらの趣旨に沿って維持発展してほしいと思っておりますから。

そのような理念の対立で落しどころが見えにくくなるのを恐れていますので、ちょっと妥協案的に申し上げますと。我が国の原子力産業は十分に発展していると見ております。そういう意味ではますます世界に冠たるすばらしい技術とか経験とかを伸ばしていくというのがおそらくは科学技術創造立国にある我が国の一つの責務であり方向性であるとは思っております。しかしながら、反対派の方々、原子力いらない、危険であると、裁判にもそういう意見が出てくるような御時世でございますので、そういう意味でこの健全な発達という言葉に違和感を持たれる方がおられるということ、お気持ちとして分かります。

そうしますと、妥協案としてどんなものが考えられるかと言いますと、原子力事業を含む我が国のエネルギー政策の持続可能性、サステナビリティ、ここら辺が今の世界的に通じる言葉ですので、そういうような形での目的というのを一つ残すことによって今までの文言における違和感を少し解消するということがいかなかなと。もう少しよく言葉を練ってからでいいかと思っておりますが。両方とものお心は入るのではないかなと思っております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。大塚委員。

(大塚委員) 私もこの法律は被害者保護のための法律なので余りこの健全な発達のところで意見を対立させていてもどうかなという感じがします。全体と関係することなのでちょっと時間をかけて後でまた御議論いただいたほうがよろしいかと思えます。印象としては、原子力の黎明期につくった法律の文言だという感じはしておりまして、今住田委員が言われたようなお考えもあると思えますけれども、もう少し時間をかけて議論したほうがいいのではないかということだけを申し上げておきます。

(濱田部会長) 山本委員、お願いします。その次に高橋委員、お願いします。

(山本委員) 全く素人的な感想ですけれども。私自身この2つの目的が「及び」で結ばれていることにはやや違和感を覚えます。基本的には民法の特別法でやはり被害者保護というのが第一義的な目的で、その被害者保護を万全にするために原子力事業の健全な発達が必要であるとか、あるいは被害者保護を図るための複数の手段の中で原子力事業の健全な発達に資するものとそうでないものがあつた場合には資するもののほうを選択するとか。そういう意味で健全な発達ということが言われるのであればそれは理解できます。だから、そういう意味では法律の目的としてこういうものがあるということまでは特に否定するものではないわけですから。

これが2つ並び立つ目的なのかといった場合、仮にこの2つが両立しないような事態が発生した場合に、どちらをとるのかというのはこの目的規定からはそうすると出てこないように思うのですけれども。私はやはりその場合は被害者保護というのは第一義的に図られるべきではないかというふうに思っています。

ただ、具体的な制度を検討したところ、幸運にもそういうどちらをとるかというような事態が発生せずに両方の目的がうまく達成できるという制度が見つかるのであれば、それはそれで別にこの2つが目的だというふうに言うことに特に異論はありませんので、結論的にはこの論点5のまとめにあるように今後の具体的な制度設計の議論を見て改めて検討するというところで私はよいかと思います。

(濱田部会長) 高橋委員。

(高橋委員) 先ほど遠藤委員が他法の関係で健全な発達についての使用例があるという御紹介いただきました。基本的に閣法として提案されるものですので、内閣法制局の関係でどうなるかよく分からないので、余り、事務局の、若しくは政府の手を縛るのは私は余り好まないのですが、その上で、私の所感を述べさせていただきます。大塚委員がおっしゃったように、私も、健全な発達というワーディングは、立法時における原子力産業が赤ん坊のようにスタートした時代の立法としてこういう言葉が使われた、と理解しています。したがって、現時点において、原子力産業に係る目的規定について、どのような文言に使うかというのは検討する必要がある、と私はあると思っています。少なくとも2つの法律の目的がきちんと書いてある必要があるというところについては、私も否定しません。しかしながら、住田委員がおっしゃったようなやり方があるかどうかも含めて、国民感情からしてこの健全な発達というのが本当に今の時代に原賠法に残っているのかどうかということは検討の必要があると思います。要するに、基本的に原子力産業にはしっかり頑張ってもらくことを前提として、その点が立法目的の中に入るということを私は否定ませんが、文言として健全な発達という言葉については、およそ現在の時点において相応しい文言であるかについては、今日的な観点から検討してみる余地があるのではないかと、ということをお願いしたいと思います。

以上です。

(濱田部会長) 大橋委員、どうぞ。

(大橋委員) ほぼ皆さんと同じかもしれませんが。結局自由化の中で原子力事業の事業性というのがこれまでと比較してやはり失われつつある事態になっていると思います。事業の担

い手が仮にいなくなるとか減少した場合に、従前以上の被害者保護のための原資とかあるいは賠償の体力というものを確保できるのかという心配がやはり私にはあります。そういう観点からこの文言というのは一定程度意味があるのかなと思います。もちろん文言の持つ意味合いは従来と若干違うのですね。原子力の比率はどんどん伸ばしていくということではなくて、低減させるということですから。ただ、さはさりながら、やはり原子力は色々技術的にもまだまだ未発達で、廃炉も含めて技術的にまだ伸ばさなければいけないところもあるという点では、ある意味黎明期はまだ続いているのかなという感じもしなくもないですので、そういう観点からは是非御議論させていただければなと思います。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。どうぞ。

(小野田オブザーバー) すみません、どうしても一言言わせてください。私ども事業者としましては、被害者保護と原子力事業の健全な発達というのは車の両輪だと考えております。発展ではなくて技術的な発達だと考えております。

崎田委員からも大橋委員からも御指摘いただきましたけれども、事業者が健全であれば安全対策は規制の枠にとどまらない非常に高い次元の自主的安全性向上に取り組みやすくなります。また、優秀な人材の確保とか従業員の士気向上、各種訓練の充実などが図られますので、一層の安全、安定運転が実現されまして、事故防止に大きく寄与するものと考えております。

より高次の、高い次元の安全対策や効率的な運転には最新の知見の反映が必要でございます。原子力を止めたからといってすぐそこで終わってしまうわけではなくて、そこから廃炉事業がありますし、一定程度原子力を動かすというエネルギー自給率の向上を考えますと、原子燃料サイクルというのは、まだまだ技術開発が必要でございます。したがって、原子力事業の健全な発達、すなわち技術的な発達については引き続き社会から強く求められており、重要であるというふうに考えているところでございます。お願いいたします。

(濱田部会長) この点、何か更にございますか。

この問題を検討する上でそれぞれ貴重な論点、各視角と言いますかね、それを出していただきました。これから具体的な制度設計色々考えていく上で、この論点常に皆様方の頭に置いておいていただければと思っております。

それで、今日の進め方ですが、もう予定の時間にきております。論点6が残っております

が、これも大事な問題ですので、相応の時間御議論いただくことが必要というふうに思っておりますので、次回にこの点については御議論をいただくと、そういうことにさせていただければと思います。

それから、資料5-4、5-5ですが、こちらはまだ御説明もしておりませんが、これもまた皆様方にしっかり議論をいただきたいところでございます。これも次回に改めて議論をいただきたいというふうに思っておりますので、そのようなことで次回回しということにさせていただければと思います。

それでは、そのようなことで今日の議論は終わりにさせていただきたいと思います。

何か進行等について皆様方御意見ございますか。こんなことでよろしいでしょうか。

事務局、そのようなことになりましたが、よろしくお願いします。

今日は本当に貴重な御意見を頂きましてありがとうございました。次回更に議論を続けてまいりたいと思います。

最後に、事務局から御連絡をお願いいたします。

(大島参事官) 本日は長時間にわたりましてありがとうございました。次回会合の日時、場所につきましては改めて御連絡させていただきます。また、お手元の資料について御希望があれば委員の皆様方の職場に郵送させていただきますので、席上にそのままお残してください。

以上でございます。

(濱田部会長) 本日はどうもありがとうございました。